

資料4-1

資料4-2

資料4-3

第1章 計画の概要 (修正案)

平成26年10月22日版

1. 計画策定の背景と趣旨

(1) 計画策定の背景

近年わが国の少子化は、ますます進行し、平成 17 年（2005 年）には合計特殊出生率[※]が 1.26 まで低下しましたが、平成 18 年（2006 年）以降はわずかながら増加に転じ、平成 25 年（2013 年）では 1.43 となっています。しかし依然として、人口を維持するのに必要な合計特殊出生率 2.08 を下回っている状況が続いており、この流れは今後も続くと言想されています。

平成 15 年（2003 年）には次世代育成支援対策推進法[※]が制定され、家庭と事業者、行政が一体となって次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進するために、地方公共団体、一般事業主[※]及び特定事業主[※]に各々の行動計画の策定が義務付けられました。

しかしながら、依然として少子化は進行しており、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などから、多くの子育て家庭が子育ての孤立感と負担感を抱いているのが現状です。

また、仕事と子育ての両立支援である環境整備においては、量の確保が不十分であり、深刻な待機児童[※]問題が発生しています。

そこで、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、平成 24 年（2012 年）8 月に「子ども・子育て関連 3 法[※]」が制定され、平成 27 年度（2015 年度）4 月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートします。

(2) 計画策定の趣旨

本市では、平成 17 年（2005 年）に「守口市次世代育成支援行動計画[※]」（前期計画）、平成 22 年（2010 年）に「守口市次世代育成支援後期行動計画[※]」を策定し、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念として、総合的な子育て支援に取り組み、子育て環境の充実に一定の成果を収めてきました。しかし、その一方で、乳幼児[※]数の減少が続いているにもかかわらず待機児童は依然として発生し続けており、市民のニーズを受け止め切れていないのが現状です。

「子ども・子育て支援新制度」では、市町村は子ども・子育て支援の実施主体の役割を担い、地域のニーズに基づいて事業計画を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援事業の提供を図ることが求められています。

そこで、本市では、地域の実情と近年の子どもを取り巻く環境を踏まえ、待機児童を一日も早く解消するとともに、幼児期の子どもたちが、保育の必要性の有無にかかわらず、幼児期の教育・保育を受ける機会を広く確保するため、私立幼稚園とともに新たな認定こども園[※]制度も活用し、子どもが健全に育ち、親が安心して子どもを生み育てることができるまちの実現を目指して、「守口市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

【用語集】	○合計特殊出生率	○次世代育成支援対策推進法	○一般事業主	○特定事業主
	○待機児童	○子ども・子育て関連 3 法	○守口市次世代育成支援行動計画	
	○守口市次世代育成支援後期行動計画	○乳幼児	○認定こども園	

2. 計画の全体像

(1) 守口市子ども・子育て支援事業計画の考え方

「守口市次世代育成支援行動計画」は、子ども・子育てに関する総合的な施策を取りまとめたものでした。一方、新制度で定められた「子ども・子育て支援事業計画」は、区域ごとの「教育・保育サービスの利用量」を定める事業計画で、国は「幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画[※]」と定義しています。

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法[※]で規定される「子ども・子育て支援給付」や「地域子ども・子育て支援事業」の整備を含め、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」の実現を目指し、守口市における総合的な子ども・子育て支援施策として、子どもや親、地域社会などさまざまな視点からの取組みを進めていくことが重要であると考えます。

(2) 子ども・子育て支援新制度の概要

① 新制度のねらい

新制度では、下記の3つの改善をねらいとしています。

- 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供
- 保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善
- 地域の子ども・子育て支援の充実

② 新制度の内容

新制度の内容は、以下のとおりです。

- 認定こども園、幼稚園、保育所及び保育園を通じた共通の給付
(「保育所及び保育園」は、以下「保育所」といいます。)
 - ・「保育の必要性[※]」を認定し、その内容に応じた給付(施設型給付[※])を行う。
 - ・認定こども園への移行を促進することにより、教育・保育の量的拡大を図る。
- 認可を受けた事業者等を通じた共通の給付
 - ・「保育の必要性」を認定し、その内容に応じた給付(地域型保育給付[※])を行う。
 - ・小規模保育事業等にも給付措置をすることにより、量的拡大・確保につながる。
- 認定こども園制度の改善
 - ・幼児教育と保育を一体的に提供する「認定こども園」制度の改善、普及促進を図る。
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 - ・保育の必要な子どもがいる家庭だけでなく、地域のニーズを踏まえた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、総合的な子育て支援を計画的に推進する。

【用語集】 ○需給計画 ○子ども・子育て支援法 ○保育の必要性 ○施設型給付 ○地域型保育給付

3. 計画の位置づけと期間

(1) 計画の位置づけ

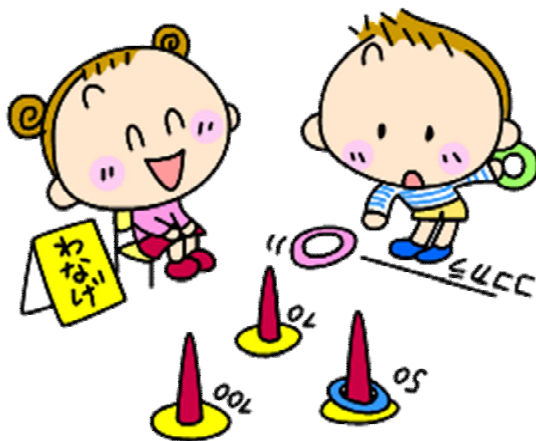
本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画と位置付け、次世代育成支援行動計画（放課後児童の健全育成事業に係る事項に限る）及び母子保健計画※を兼ねる計画とします。

(2) 他の計画との関係

本計画は、「第五次守口市総合基本計画※」の部門別計画です。策定にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針を踏まえながら、「第五次守口市総合基本計画」が掲げる将来像「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」を目指し、その他関連計画との整合を図っています。

(3) 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度（2015 年度）から平成 31 年度（2019 年度）までの 5 年間とします。



【用語集】 ○母子保健計画 ○第五次守口市総合基本計画

【新制度におけるサービスの全体像】

■ 子どもの認定区分、給付の内容及び利用できる施設・事業

子どもの認定区分 (子ども・子育て支援法の条項)		給付の内容 (保育必要量)	利用できる 施設・事業
1号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、2号認定子ども以外のもの (1号認定子ども)(第19条第1項第1号)	教育標準時間※	認定こども園 幼稚園
2号	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (2号認定子ども)(第19条第1項第2号)	保育短時間※ 保育標準時間※	認定こども園 保育所
3号	満3歳未満の小学校就学前の子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの (3号認定子ども)(第19条第1項第3号)	保育短時間 保育標準時間	認定こども園 保育所 地域型保育※

■ 子ども・子育て支援給付に関する利用者区分

年齢区分		各サービスの利用対象者の区分					
		0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳
保育の必要性		あり	なし	あり	なし	－	－
利用対象者の認定区分等		3号	－	2号	1号	小学生	中学生
1. 子どものための現金給付							
児童手当		●	●	●	●	●	●
2. 子どものための教育・保育給付							
施設型給付	①認定こども園	●		●	●		
	②幼稚園（但し、私学助成の幼稚園※は除く）				●		
	③保育所	●		●			
地域型保育給付	①家庭的保育事業※（5人以下）	●					
	②小規模保育事業※（6人～19人）	●					
	③居宅訪問型保育事業※	●					
	④事業所内保育事業※	●					

●：守口市で対象となる区分（但し、例外的な事例は除く）

【用語集】 ○教育標準時間 ○保育短時間 ○保育標準時間 ○地域型保育 ○私学助成の幼稚園
○家庭的保育事業 ○小規模保育事業 ○居宅訪問型保育事業 ○事業所内保育事業

■ 地域子ども・子育て支援事業に関する利用者区分

	各サービスの利用対象者の区分							
年齢区分	－	0～2歳		3～5歳		6～11歳	12～14歳	15歳以上
保育の必要性	－	あり	なし	あり	なし	－	－	－
利用対象者の認定区分等	妊産婦 又は 保護者	3号	－	2号	1号	小学生	中学生	中学卒業後の 18歳未満の 子ども
3. 地域子ども・子育て支援事業								
①利用者支援事業【新規】	●	●	●	●	●	●	●	●
②地域子育て支援拠点事業	●	●	●	●	●			
③妊婦健康診査事業	●							
④乳児家庭全戸訪問事業	●	●	●					
⑤養育支援訪問事業 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	●	●	●	●	●	●	●	●
⑥子育て短期支援事業（ショーステイ事業）		○	○	○	○			
⑦ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）		●	●	●	●	◎		
⑧一時預かり事業 （幼稚園における預かり保育を含む）			●	●	●			
⑨時間外保育事業（延長保育事業）		●		●				
⑩病児保育事業（病後児保育を含む）		●		●				
⑪放課後児童健全育成事業 （放課後児童クラブ）						☆		
⑫実費徴収に係る補足給付事業【新規】		●		●	●			
⑬多様な主体の新制度への参入促進事業 【新規】	認定こども園、幼稚園、保育所や地域型保育事業に参入する企業等を対象とする事業です。							

（注）各事業の説明は第6章に掲載しています。

上の表①～⑬の網掛け部分については、国の制度上は利用可能な区分です。

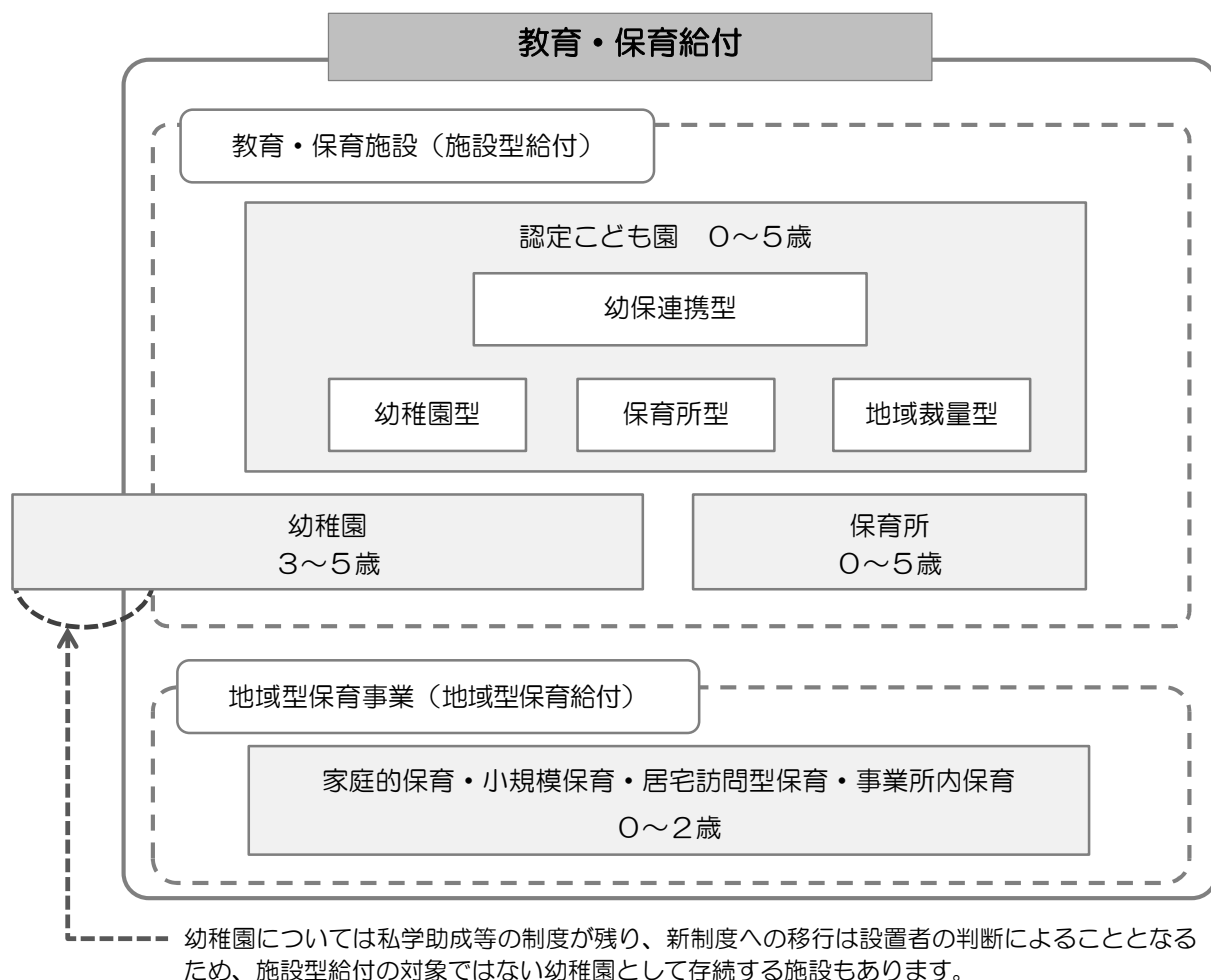
●：守口市で対象となる区分

○：守口市で今後、事業の実施を予定している区分（対象は就学前児童）

◎：守口市で今後、拡大する予定の区分（高学年まで拡大）

☆：現在守口市では低学年のみを対象としています。国の制度上は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生が対象です。

【新制度における給付のイメージ図】



認定こども園って、なあに？

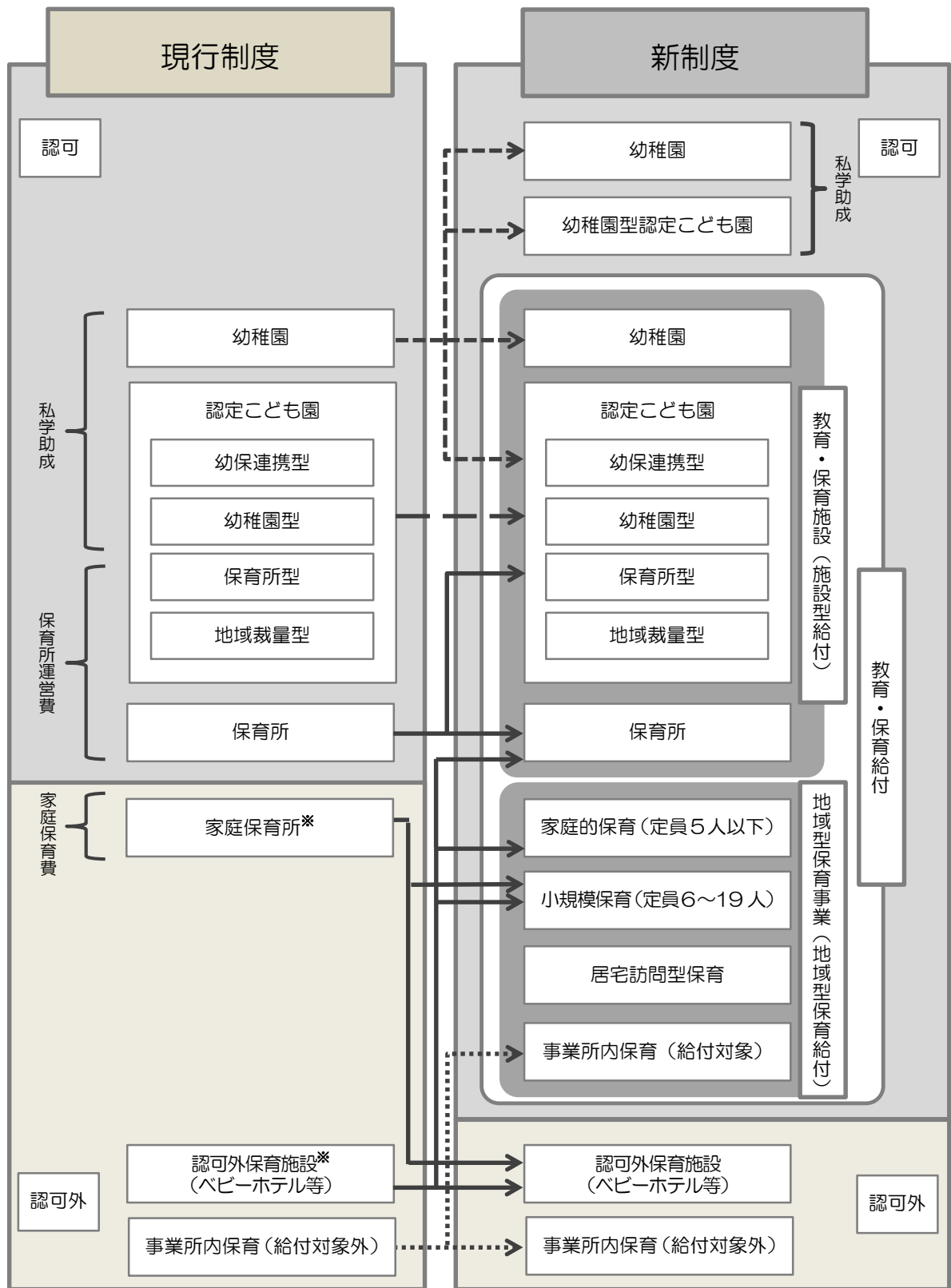
- 教育と保育を一体的に行う施設です。
- 幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行います。
- 認定こども園を利用できるのは、0～5歳のお子さんです。
(0～2歳のお子さんが通園する場合は、保育の必要性の認定を市から受ける必要があります。)

☆3つのポイント☆

1. 保護者の働いている状況に関わりなく、3～5歳のどのお子さんも、教育・保育を一緒に受けます。
2. 保護者が働かなくなったなど、就労状況が変わった場合も、通い慣れた園を継続して利用できます。
3. 子育て支援の場が用意されていて、園に通っていない子どものご家族も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。



【現行制度と新制度での教育・保育サービスの施設や事業の比較】



【用語集】 ○家庭保育所 ○認可外保育施設



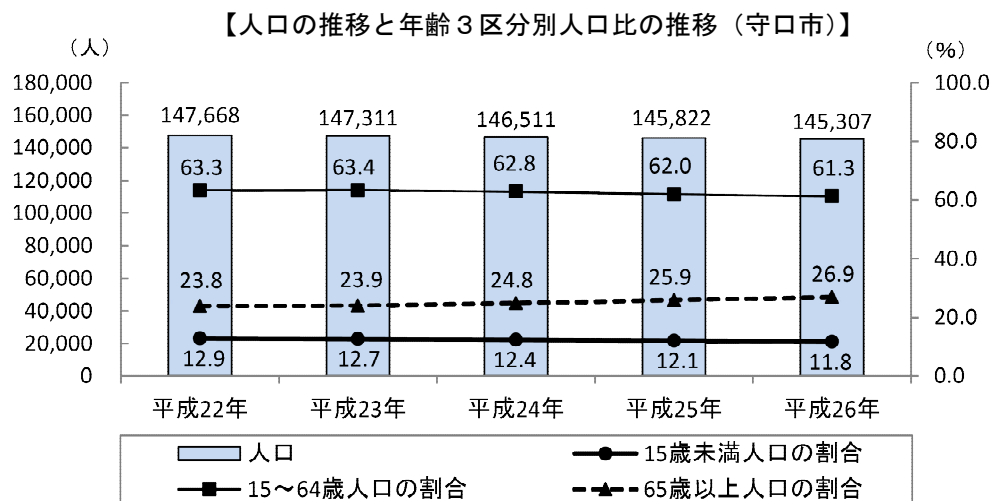
第2章 守口市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状 (修正案)

1. 統計データからみる人口・少子化の動向

(1) 人口の推移と推計

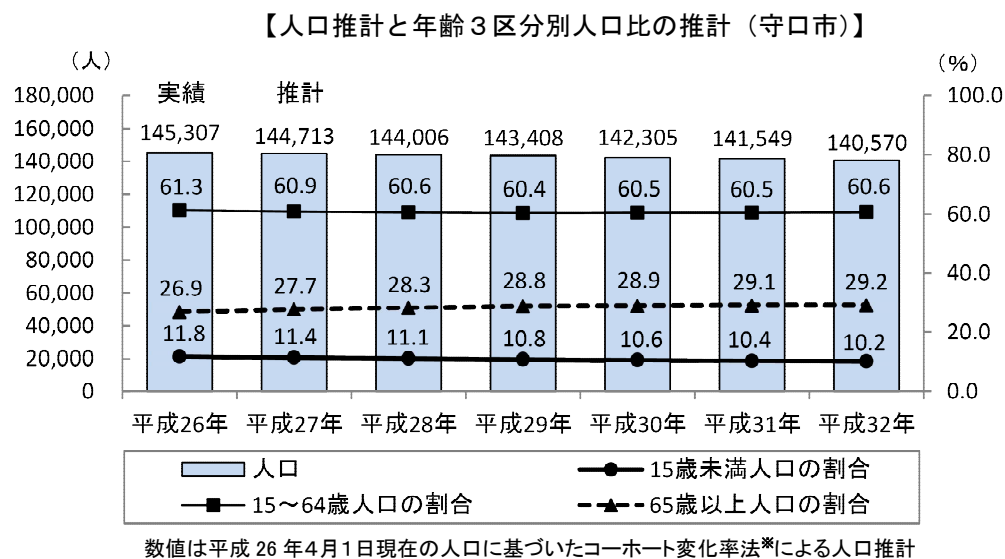
① 人口の推移と年齢3区分別人口比の推移

守口市の人口は横ばいから微減傾向で、平成26年では145千人となっています。年齢3区分別人口比の推移をみると、15歳未満の年少人口比率は年々低下傾向にあり、平成26年では11.8%となっています。これに対し、65歳以上の高齢者人口比率は上昇しており、平成26年では26.9%となっています。



② 人口推計と年齢3区分別人口比の推計

守口市の将来の人口は減少傾向にあり、平成32年には140千人と平成26年から約5千人の減少が予測されています。年齢3区分別人口比をみると、少子高齢化はますます顕著になる傾向が続き、高齢化率*は平成32年には28.8%になると予測されています。

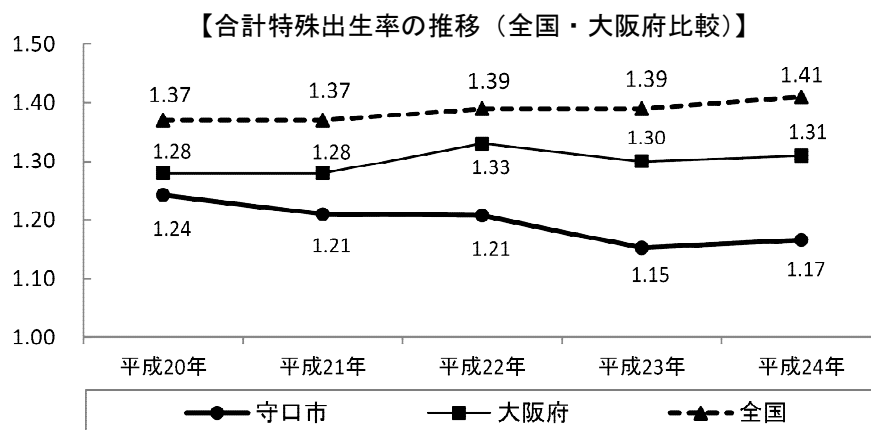


【用語集】 ○高齢化率 ○コーホート変化率法

(2) 出生の推移

① 合計特殊出生率の推移

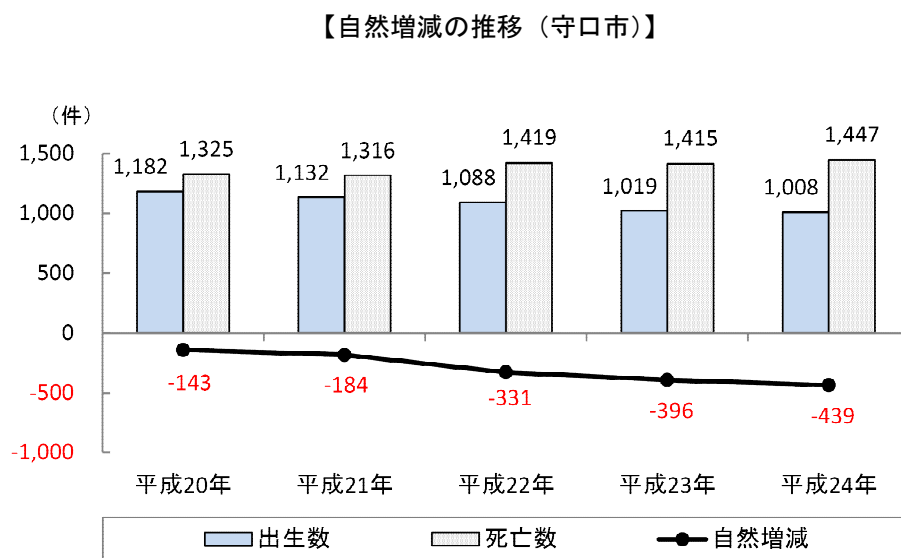
守口市の合計特殊出生率は平成23年から平成24年にかけて上昇したものの、平成20年から比べると減少傾向にあります。全国・大阪府と比べると、各年最も低い値で推移しています。



資料：全国・大阪府は厚生労働省人口動態統計、守口市は守口市統計データより算出

② 自然増減（出生数・死亡数による人口の増減）の推移

守口市の出生数・死亡数をみると、各年死亡数が出生数を上回り、自然増減はマイナスとなっています。自然増減については、年々減少し、平成24年では439件のマイナスとなっています。

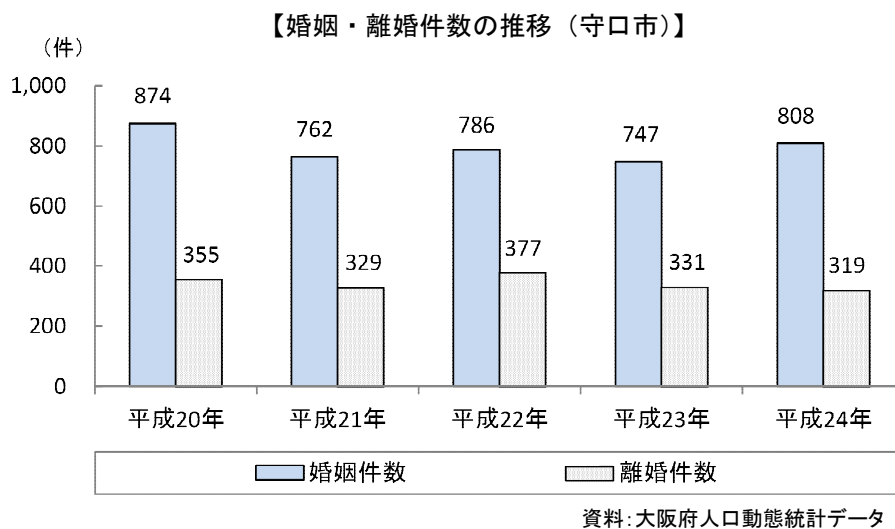


資料：大阪府人口動態統計データ

（３）婚姻・離婚の推移

① 婚姻・離婚件数の推移

守口市の婚姻件数は、平成 20 年から平成 21 年にかけて大きく減少し、その後平成 23 年まで 700 件台で推移していましたが、平成 24 年では 808 件となっています。離婚件数については増減を繰り返し推移し、平成 24 年では 319 件となっています。



② 婚姻・離婚率の推移

婚姻率*は平成 21 年から平成 23 年まで、全国及び大阪府より低い値で推移していたものの、平成 24 年では最も高くなっています。離婚率*については平成 21 年を除くすべての年で、全国及び大阪府を上回る値となっています。

【婚姻・離婚率の推移（全国・大阪府比較）】

（単位：人口千対）

		平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻率	守口市	6.0	5.2	5.4	5.1	5.6
	大阪府	6.1	6.1	5.9	5.6	5.5
	全国	5.8	5.6	5.5	5.2	5.3
離婚率	守口市	2.42	2.24	2.57	2.26	2.19
	大阪府	2.37	2.37	2.39	2.23	2.16
	全国	1.99	2.01	1.99	1.87	1.87

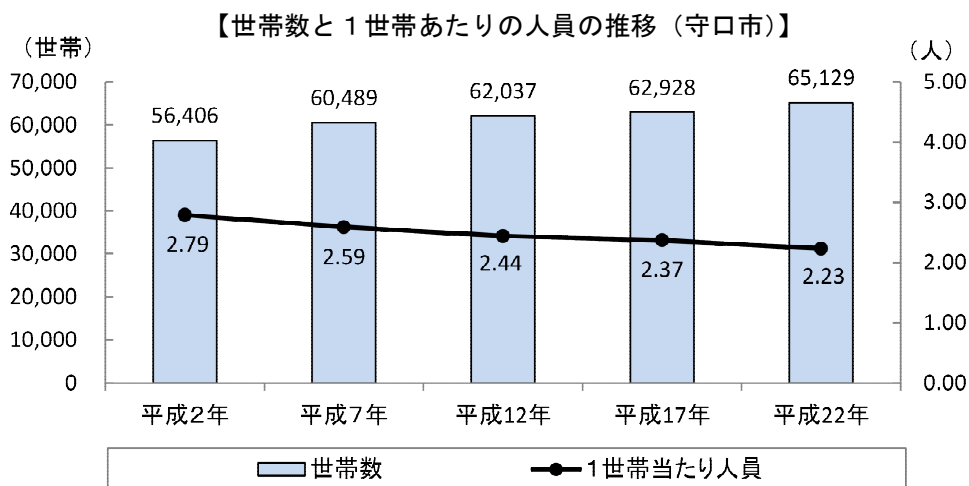
資料：全国は厚生労働省人口動態統計、大阪府・守口市は大阪府人口動態統計データ

【用語集】 ○婚姻率 ○離婚率

(4) 世帯の推移

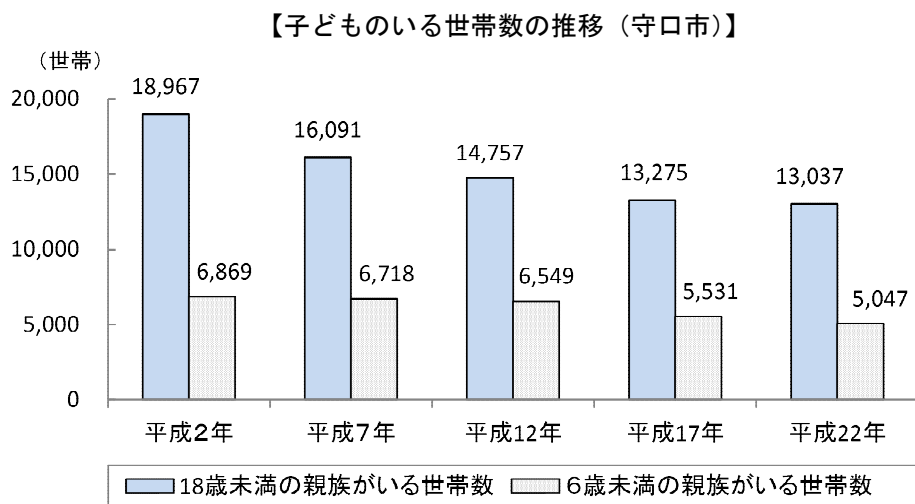
① 世帯数と1世帯あたりの人員の推移

守口市の世帯数は年々増加しており、平成22年には65,129世帯となっています。これに対し、1世帯あたりの人員は減り続けており、平成2年の2.79人から平成22年には2.23人と20年間で0.56人減少しています。



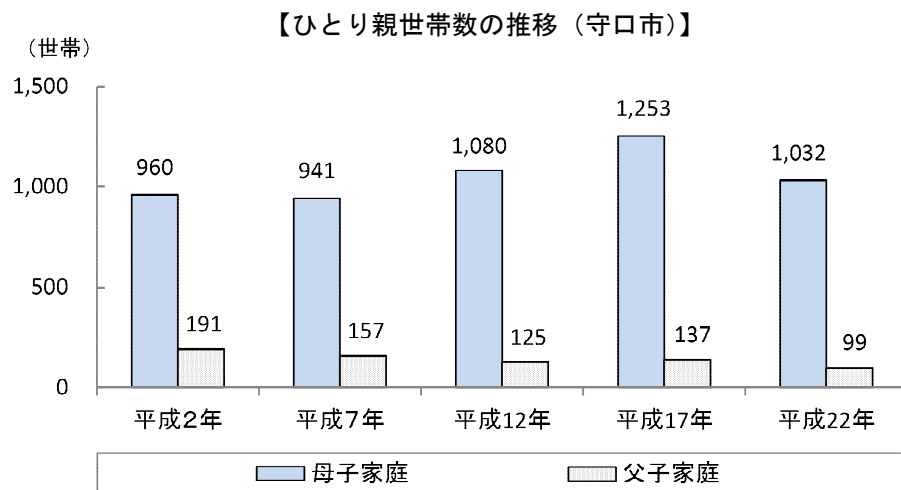
② 子どものいる世帯数の推移

18歳未満の親族のいる世帯数は減少が続いており、平成22年は13,037世帯となっています。このうち6歳未満の親族のいる世帯数も同様に減少しており、平成22年は5,047世帯となっています。



③ ひとり親世帯数の推移

守口市のひとり親世帯数をみると、母子世帯は平成17年に最も多く1,253世帯となったものの、その後減少し、平成22年には1,032世帯となっています。父子世帯は平成2年で191世帯であったのに対し、平成22年には99件と平成2年の半数程度となっています。



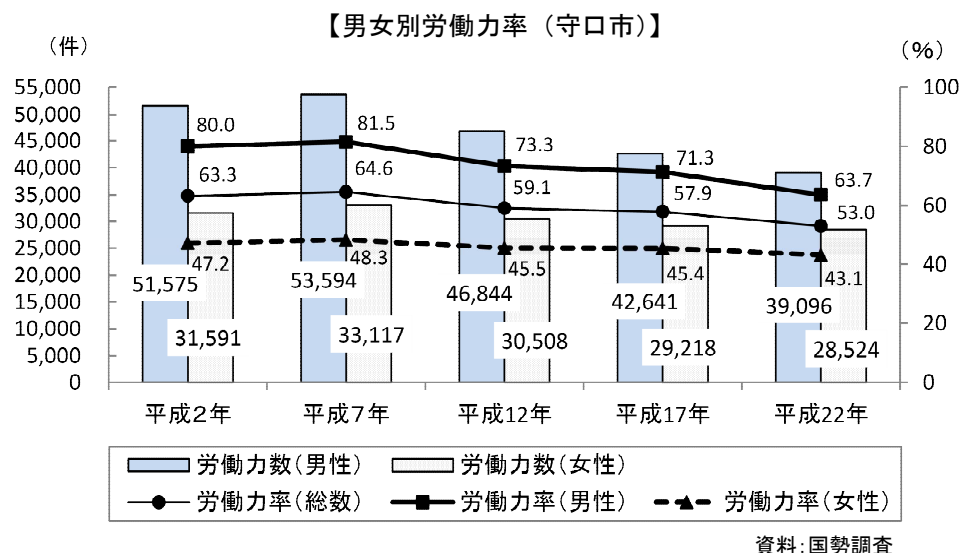
資料:国勢調査



(5) 労働力率※の推移

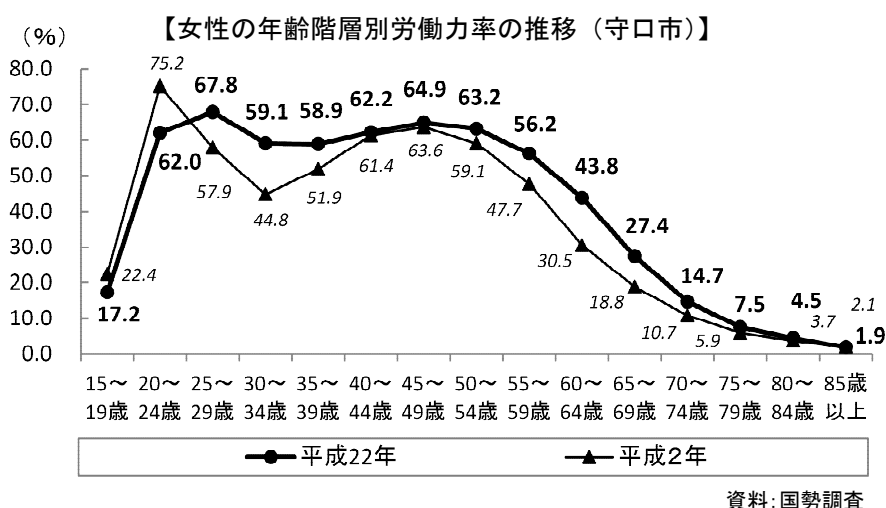
① 男女別労働力率の推移

守口市の労働力人口※は平成22年は男性が39,096人、女性が28,524人で、合計67,620人です。労働力率は、男性の63.7%に対して女性は43.1%で、男女間の格差は20.6ポイントとなっています。



② 女性の年齢階層別労働力率の推移

守口市の女性の労働力率を年齢階層別にみると、平成22年は平成2年に比べ、20～24歳の労働力が低下しているのに対し25歳以上は労働力率が上昇しており、いわゆるM字カーブ※はゆるやかになっています。



【用語集】 ○労働力率 ○労働力人口 ○M字カーブ

(6) 統計データからみる現状のまとめ

① 人口・少子化の動向

- ・平成 27 年の推計人口は 14 万 4 千人で、第五次守口市総合基本計画策定時に見込んでいた推計値ほどには減少していません(総合基本計画策定時の平成 27 年推計値は 13 万 9 千人)。
 - ・合計特殊出生率は、人口維持に必要な 2.08 を大きく下回る状況が続いています。
- 総人口の減少及び少子高齢化が緩やかに進行していますが、子育てにやさしいまちづくりを通じて、さらに魅力ある定住都市となることが期待できます。

② 世帯の動向

- ・世帯数が増加する一方で、一世帯当たり人員数は減少しています。
 - ・子どものいる世帯数は減少しています。
- 核家族化が進行しており、子育て家庭への支援の充実が求められます。

③ 女性の就労動向

- ・平成 2 年から平成 22 年の間、出産後及び子育て終了後の女性の就業率が増加しています。
 - ・国においては、労働力の確保の観点から、女性の社会進出を促進する多面的な動きが加速化しています。
- 女性の労働力率は、今後も増加傾向が見込まれ、子育てと仕事の両立支援の充実が求められます。



2. ニーズ調査からみた守口市の子育ての状況

(1) 調査の概要

① 調査の目的

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条に基づく新制度の開始を控え、子ども・子育てに関する実態とニーズを把握し、子ども・子育て支援事業計画策定の基礎資料とすることを目的として就学前児童及び就学後児童の保護者を対象に調査を行いました。

② 調査項目

就学前児童
1. 世帯及び子どもの基本属性 2. 今後の出産意向 3. 子どもの育ちをめぐる環境について 4. 保護者の就労状況と就労意向 5. 平日の教育・保育サービスの利用状況 6. 子どもが病気やけがで教育・保育サービスが利用できなかった場合の対応 7. 平日の教育・保育サービスの利用希望 8. 土曜日・休日、長期休暇中の幼稚園や保育所の利用希望 9. 育児休業取得状況 10. 仕事と子育ての両立 11. 就学後に希望する放課後の過ごし方 12. 不定期の教育・保育事業の利用や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況 13. 子育て支援サービスの利用状況、利用希望 14. 市役所への要望 15. 子どもの生活習慣 16. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 17. 子育てについての意見
就学後児童
1. 世帯及び子どもの基本属性 2. 子どもの育ちをめぐる環境について 3. 保護者の就労状況と就労意向 4. 平日のもりぐち児童クラブ入会児童室の利用状況 5. 子どもが病気やけがで小学校を休まなければならなかった場合の対応 6. 仕事と子育ての両立の状況 7. 市役所への要望 8. 子どもの生活習慣 9. 放課後や休日の過ごし方 10. 地域での自然体験、社会・文化活動などへの参加 11. 子育てを支援する生活環境の整備、子どもの安全確保について 12. 子育てについての意見

③ 調査設計

調査対象

種類	調査対象	
就学前児童調査	守口市在住で就学前児童の保護者（①＋②＋③）	4,387 人
	① 守口市在住で市内の幼稚園に通う児童の保護者	1,229 人
	② 守口市在住で市内の保育所に通う児童の保護者	1,948 人
	③ 守口市在住で①②以外の就学前児童の保護者	1,210 人
就学後児童調査	守口市在住で就学後児童の保護者	1,000 人

調査期間

種類	調査期間
就学前児童調査	平成 26 年 1 月 10 日（金）～平成 26 年 1 月 22 日（水）
就学後児童調査	

調査方法

種類	調査方法	
就学前児童調査	① 守口市在住で市内の幼稚園に通う児童の保護者	直接配布・直接回収
	② 守口市在住で市内の保育所に通う児童の保護者	
	③ 守口市在住で①②以外の就学前児童の保護者	郵送配布・郵送回収
就学後児童調査	郵送配布・郵送回収	

④ 回収結果

種類	配布数	回収数			回収率	有効回収数	有効回収率
			うち 無効票	うち 締切後着			
就学前児童調査	4,387 件	2,824 件	4 件	3 件	64.4%	2,817 件	64.2%
① 幼稚園に通う児童の保護者	1,229 件	1,021 件	1 件	0 件	83.1%	1,020 件	83.0%
② 保育所に通う児童の保護者	1,948 件	1,329 件	3 件	1 件	68.2%	1,325 件	68.0%
③ ①②以外の就学前児童の保護者	1,210 件	474 件	0 件	2 件	39.2%	472 件	39.0%
就学後児童調査	1,000 件	394 件	0 件	4 件	39.4%	390 件	39.0%
合 計	5,387 件	3,218 件	4 件	7 件	59.7%	3,207 件	59.5%

(2) ニーズ調査の考察

ニーズ調査の結果から今後本市が取組んでいく事業とその方向性を考察したところ、以下のとおり子育てに関する課題が明らかになりました。

なお、ニーズ調査の結果についての主なデータは資料編に掲載しています。

① 健康の確保

- ・就学前、就学後調査ともに、保護者の6割以上が「小児医療などの医療機関を利用できる体制の整備」を求めています。
- ・就学前、就学後調査の自由意見では、乳幼児医療費助成の期間の延長、予防接種費用の助成を望む意見が多く寄せられています。
- 子どもの健康を支える取組みが求められています。小児医療機関や休日・夜間の診療体制の周知徹底、乳幼児医療助成の充実についても検討する必要があります。
- ・子育てに関する悩みとして、就学前児童の保護者の約3割が、子どもの病気や発育、発達に関すること、子どもの食事や栄養に関することをあげています。
- 子どもの発達や食生活や栄養面に関する正しい知識の普及とともに、乳幼児健康診査の受診率のさらなる向上を図り、保健指導等の保健事業の充実が必要です。また、子どもの発達に関する相談体制の整備を進める必要があります。

② 安心・安全の環境づくり

- ・就学前、就学後調査ともに、3割程度の保護者が「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」が必要だと回答しています。
- ・就学前児童の保護者の約6割が、子育てのバリアフリー化を求めており、自由意見では道路や歩道の整備を望む意見も多くなっています。
- 子育てに安心・安全な住環境・生活環境といった視点から、子育てバリアフリーへの取組みが必要となっています。本市ではバリアフリーに配慮した道路環境の整備に取り組んでいますが、今後は乳幼児との外出に便利な施設の普及促進とともに、子育てバリアフリーに関する情報を広く周知することも重要です。
- ・就学前、就学後調査ともに、保護者の半数以上が子どもの安全を確保する対策の拡充を求めています。
- ・就学前調査の自由意見では、不審者や犯罪が多いことに対する不安の声や交通安全対策を求める意見が多く寄せられています。
- 防犯面から、登下校時や学校生活における安全確保に向けた取組みを地域の協力を得て進めていますが、引き続き、その活動の促進を図る必要があります。交通安全については、これまでから交通安全教室を開催していますが、自転車の乗り方の指導などさらなる交通安全意識の向上に力を入れる必要があります。

③ 教育環境の整備

- ・就学前、就学後調査ともに、保護者の約4割が、子育てに関する悩みとして子どもの教育に関することをあげています。
- 子どもの発達段階に応じた教育の充実とともに家庭の教育力の向上に向けた取組みが求められています。幼児教育、学校教育の充実や保護者の学習機会の充実や教育相談体制の整備が必要です。
- ・就学前、就学後調査の自由意見では、小中学校の学力向上、幼児教育や学校教育の内容の充実、教職員の質の向上、幼稚園教諭の人員確保を求める意見が多く寄せられています。また、教育・保育施設の改修等、環境の整備を求める意見も多くなっています。
- ・就学後調査の自由意見では、放課後学習を増やしてほしいという意見が多くあがっています。
- 本市では、小中一貫教育を開始し、「めざす守口の教育」に掲げる取組みを進めていますが、小中学校における学力向上への取組み、幼児教育、学校教育の内容のさらなる充実とともに、教職員の教育指導体制の充実や人材確保策の確立が必要です。また、施設面での環境整備に引き続き取り組む必要があります。
- 小学校における放課後学習についてもさらなる充実に向けた取組みを推進していく必要があります。

④ 子どもの人権の尊重

- ・就学後児童の保護者の4割以上が、子育てに関する悩みとして子どもの友だちづきあいにすることをあげています。
- これまでから、人権教育、道徳教育に取り組んでいますが、今後も心を育てる教育の推進が求められます。
- 現在、学校いじめ防止基本方針に基づく取組みとして、生徒指導等を行っていますが、今後はいじめ等の被害にあった子どもや保護者のケア体制の充実とともに、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けたさらなる取組みが求められます。

⑤ 子育ての負担・孤立感の解消

- ・就学前、就学後調査ともに、保護者の9割以上が子育てに関する相談先があると回答していますが、相談先がないとの回答も少数ながらみられます。
- ・子育ての相談先としては、配偶者や親族、友人・知人をあげる人が多く、公的機関に相談する人は少数となっています。
- ・就学前調査の自由意見では、気軽に相談できる窓口を増やしてほしいといった意見のほか、色々な相談内容に対応してほしい、平日以外も相談窓口を開設してほしいといった意見が多く寄せられています。
- 子育てをめぐる問題が複雑・多様化する中、誰もが気軽に相談できる環境づくりが求められています。現在、土曜日も開設している守口市子育て支援センターや、私立保育園による地域子育て支援センター、子育て支援課相談係などの相談窓口を設置しています

が、様々な悩みを気軽に相談できる身近な場として、市の相談体制を充実させるとともに、大阪府中央こども家庭センターなどの関係機関との連携を強化し、相談窓口の周知を図ることが重要です。

- ・就学前、就学後調査ともに、1割程度の保護者が日常や緊急時において子どもをみてもらえる人がいないと回答しています。
- 現在私立保育園の一部で一時預かり事業*を行っていますが、恒常的に定員を上回る通常保育を行っているため、十分な対応ができておりません。今後は一時預かりのニーズへの安定した対応ができるよう、事業の充実が必要です。
- ・就学前、就学後調査ともに、6割前後の保護者が子育てを楽しんでいると感じることが多いと回答しているものの、3割程度の保護者が楽しいとつらいと感じることが同じくらいと回答しています。また、つらいと感じることが多いとの回答も少数ながらみられます。
- ・就学前、就学後調査の自由意見では、育児に不安・悩み・ストレスがあると回答する人が多くなっています。
- 子育ての負担感、孤立感の解消に向けて、相談・情報提供体制の充実や子育て中の親子の交流の場の充実が必要です。

⑥ 経済的負担の軽減

- ・就学前、就学後調査ともに、4割程度の保護者が、子育てに関する悩みとして子育てにかかる出費がかさむことをあげています。
- ・就学前、小学生の保護者の6割以上が、育児休業給付、児童手当、扶養控除の拡充などの子育て世帯への経済的援助を求めています。
- 子どもに関する医療助成制度の充実を図るとともに、生活困窮世帯等の子どもに係る教育・保育に要する日用品や文具などの購入費用の助成について具体化を図る必要があります。

⑦ 遊びの環境づくり

- ・就学前、就学後調査ともに、子どもの遊び場について、「雨の日に遊べる場所がない」、「思い切り遊ぶために十分な広さがない」、「遊具などの種類が充実していない」、「不衛生である」、「緑や水辺など子どもが自然にふれあう場が少ない」、「公園など遊び場のトイレがおむつ替えや親子での利用に配慮されていない」といった意見が多くあがっています。
- ・就学前、就学後調査の自由意見では、ボール遊び等の禁止行為が多く遊びにくいといった意見が多く寄せられています。
- ・就学前児童の保護者の7割以上が、親子が安心して集まれる屋外の施設の整備を求めています。
- 子どもたちがのびのびと遊ぶことができる環境の充実とともに、子ども連れの親が利用しやすい施設整備が必要です。

【用語集】 ○一時預かり事業

→ 公園などに整備した親水空間を活用するとともに、自然環境を考慮した「学ぶ場」という視点からの遊び場の充実が求められています。

・就学前、就学後調査の自由意見では、交流の場や教室・イベントを増やしてほしい、平日以外も参加できるイベントを開催してほしいといった意見が多く寄せられています。

→ 親子がともに交流ができる場の確保とともに、誰もが参加しやすい環境づくりが求められています。

⑧ 仕事と子育ての両立

・就学前、就学後調査ともに、仕事と子育てを両立する上で大変なこととして、「子どもや自分が病気やけがをしたときに代わりに子どもをみてる人がいないこと」の意見が最も多くなっています。

・就学前調査の自由意見では、待機児童の解消や保育施設の充実を求める意見、夜間や休日、緊急時等の預かりサービス、病児・病後児保育の充実を求める意見が多く寄せられています。また、保育時間の延長を求める意見も多くなっています。

→ 多様化する保育ニーズへの対応が求められています。通常保育事業*の拡充とともに、延長保育事業*、休日保育事業*、病児・病後児保育事業*、一時預かり事業、夜間保育事業*といった特別保育事業の充実が必要であり、そのためには、公立施設がセーフティネットとしての役割を果たす必要があります。

・就学前、就学後調査ともに、保護者の3割以上が、子育てのつらさを解消するために「仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備」が必要だと回答しています。

→ 働く母親が仕事と子育てを両立できるよう、ワーク・ライフ・バランス*（仕事と生活の調和）の視点に立った職場環境づくりが求められています。

→ 企業や経営者等に対し、短時間勤務やテレワーク*といった多様な働き方など、仕事と子育てをしやすい雇用環境の確保についての啓発が必要です。

・就学前児童の父親の8割半ばが育児休業を取得しておらず、その理由としては、「制度を利用する必要がなかった」、「仕事が忙しかった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが上位にあげられています。

→ 男性の仕事中心の働き方の見直し、父親の育児休業取得促進に向けた取組みが求められています。

→ 男女が共に仕事と子育てを両立できる職場環境の整備とともに、職場内の子育てに対する理解を高める取組みが必要です。

【用語集】 ○通常保育事業 ○延長保育事業 ○休日保育事業 ○病児・病後児保育事業
○夜間保育事業 ○ワーク・ライフ・バランス ○テレワーク

⑨ 男女共同参画の推進

- ・就学前、就学後調査ともに、主に子育てを行うのは、「お父さんとお母さん」という回答が半数以上となっていますが、「主にお母さん」の回答が約4割であるのに対し、「主にお父さん」は1割以下となっています。
 - ・就学前児童の保護者の約4割が、子育てに関する悩みとして仕事や自分のやりたいことに時間がとれないことをあげています。
 - ・就学前調査の自由意見では、働いているため育児に時間が取れずストレスがある、仕事と子育ての両立が難しいと回答する人が多くなっています。
- 家庭における男女共同参画の推進が求められています。現在、「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、啓発事業等を実施していますが、今後も男女が共に子育てを担う意識の向上や男性の子育てスキル向上に向けた取組みとともに、幼少期からの男女共同参画の意識形成を図る必要があります。

⑩ 地域における子育て支援

- ・就学前、就学後調査ともに、3割弱の保護者が自分の子育てが地域の人に支えられていると感じないと回答しています。
 - ・就学前、就学後調査ともに、近所の人、同じ世代の子どもを持つ保護者、教育・保育施設や子育て支援を行う施設の職員に子育てを支えてほしいとする人が多くなっています。
 - ・就学前、就学後調査の自由意見では、子育てに関する地域の理解・協力を求める意見が多く、地域住民とかかわりがもてる環境を望む人が多くなっています。
- 地域全体で子育てを支援する体制づくりが求められています。地域の大人たちみんなが地域の子どもたちを育てるという意識の向上を図るとともに、ファミリー・サポート・センター事業の拡充や育児サークル等の地域の子育て支援活動の促進が必要です。
- 地域が連携・協働し、地域ぐるみの子育て支援を行えるよう、地域における子育て支援ネットワークの構築が必要です。
- ・就学前調査の自由意見では、保健センターや子育て支援センターが遠くて利用しにくいという意見が多く寄せられています。また、子育て支援の内容やどのようなサービスが利用できるのかについての情報を増やしてほしいといった意見も多くなっています。
- 子育て支援を気軽に受けることができるよう、身近な場所でのサービスの提供を検討していく必要があります。また、子育てに関して必要なときに的確な情報を提供する仕組みを確立する必要があります。

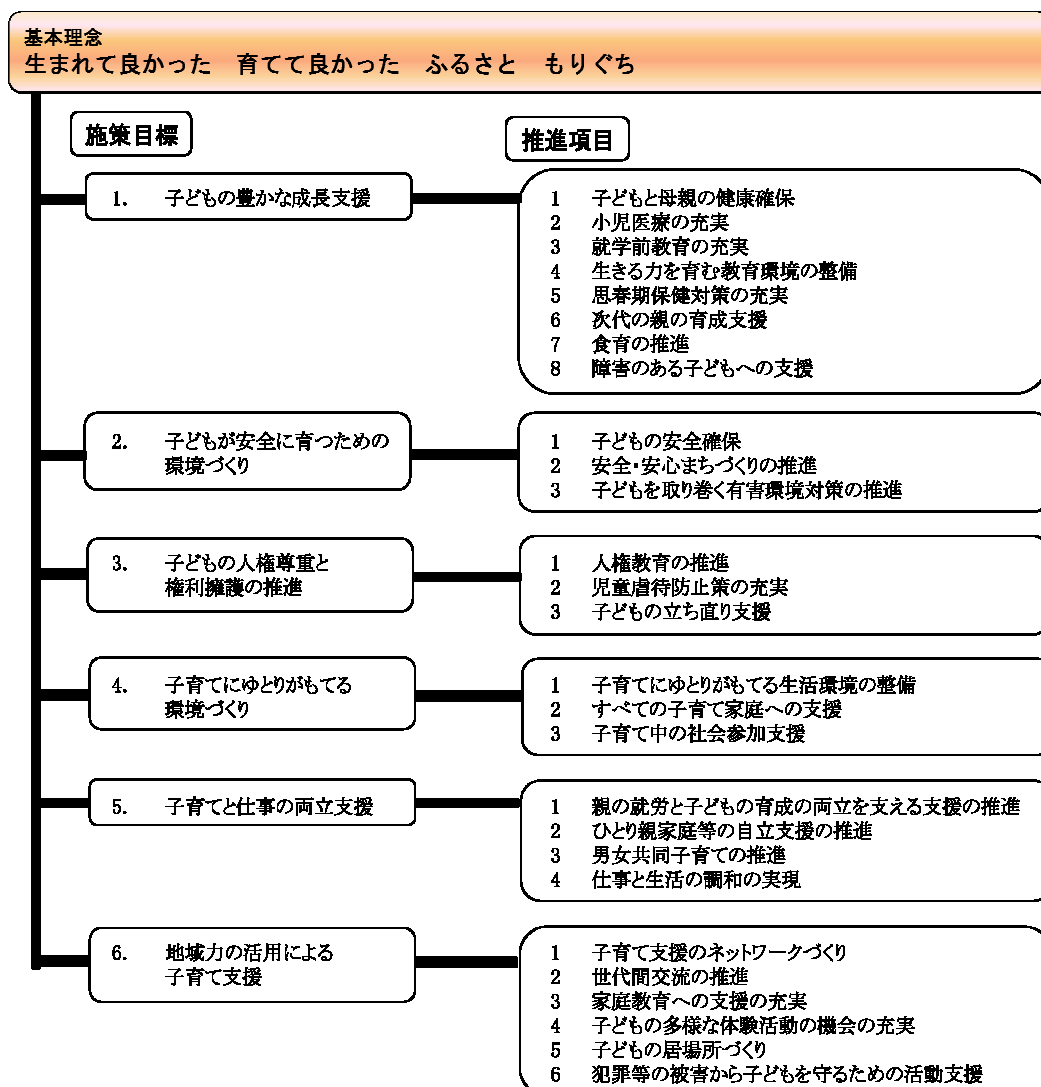
第3章 次世代育成支援後期行動計画の評価と課題 (修正案)

1. 施策の取組み状況

守口市次世代育成支援後期行動計画においては、「生まれて良かった 育てて良かった ふるさと もりぐち」を基本理念に、子どもが健やかに育つこと、安心して子どもを生み育てる環境をつくること、地域の子育て力を育むことを目指し、あらゆる視点から総合的な子育て支援を行ってきました。

本計画の策定にあたり、守口市次世代育成支援後期行動計画で定めた事業の進捗状況について事業担当課による自己評価から現状及び今後の方向性を総括し、目標事業量の達成状況を示します。

【守口市次世代育成支援後期行動計画の体系】



(1) 事業評価

守口市次世代育成支援後期行動計画（平成 22 年度から平成 26 年度）における事業は 119 事業（再掲を除く）で、それぞれの事業について平成 25 年度までの取組みの総合評価を行いました。

全 119 事業中、15 事業が「特に順調」、93 事業が「順調」とし、合計 108 事業（90.8%）が順調と評価されています。

各事業をそれぞれ 4 点満点で、特に順調の場合 4 点、順調の場合 3 点、やや遅れている場合 2 点、遅れている場合 1 点、未実施の場合 0 点として評価し、施策目標ごとに評価の平均点をみると、「4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり」、「5. 子育てと仕事の両立支援」の平均点が 3.0 未満となっています。

【施策目標ごとの事業の評価】

施策目標	事業数	評価					評価の 平均点 (注)
		特に順調 (4点)	順調 (3点)	やや 遅れている (2点)	遅れて いる (1点)	未実施 (0点)	
1. 子どもの豊かな成長支援	54	6	46	2	0	0	3.1 点
2. 子どもが安全に育つための環境づくり	10	3	6	0	0	1	3.0 点
3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進	19	4	14	0	1	0	3.1 点
4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり	15	0	14	0	0	0	2.9 点
5. 子育てと仕事の両立支援	19	1	13	4	1	0	2.7 点
6. 地域力の活用による子育て支援	26	4	20	1	1	0	3.0 点
事業数合計 () 内は構成比	119 (100%)	15 (12.6%)	93 (78.2%)	7 (5.9%)	3 (2.5%)	1 (0.8%)	3.0 点

1 から 6 の施策目標の事業数を集計すると 143 となるが、それは複数の施策目標で再掲されている事業があるためである。

(注) 評価の平均点の算出方法について

例) 1. 子どもの豊かな成長支援 の場合・・・ 4 点 × 54 事業 = 216 点満点

(4 点 × 6 事業) + (3 点 × 46 事業) + (2 点 × 2 事業) = 166 点 / 216 点満点

→ 評価の平均点は 166 点 ÷ 54 事業 = 3.07 ≒ 3.1 点

(2) 事業評価の考察

施策目標 1. 子どもの豊かな成長支援

・推進項目 1 子どもと母親の健康確保

平成 25 年度の乳幼児健診の受診率をみると、「乳児一般健診」と「乳児後期健診」の受診率が 7 割台にとどまっています。3 歳 6 ヶ月健診については、平成 25 年度では受診率が 8 割台となっているものの、平成 21 年度から平成 24 年度については 7 割台で推移しており、ここ数年に渡っては受診率が低い状況です。

→ 発達障害の早期発見・早期対応という視点からも、健診の重要性の啓発に努め、受診率向上に一層取り組む必要があります。

・推進項目 3 就学前教育の充実

保育所や幼稚園では集団生活を通じた正しい生活習慣の形成をはじめ、保護者への情報提供、相談等の取組みに努めるとともに、小・中学生や地域の高齢者との交流や、保育所の園庭開放、幼稚園における就学前の親子の招待などの取組みにより、地域の子育て力、家庭の教育力の向上に努めています。

→ 就学前教育をさらに充実させていくには、家庭、地域、児童発達支援センター、保育所、幼稚園、小学校等、関係機関の連携を強化し、特に小学校とのつながりを意識した保育に努めていく必要があります。

・推進項目 8 障害のある子どもへの支援

居宅介護（ホームヘルプ）、移動支援（ガイドヘルプ）、短期入所、日中一時支援事業、児童デイサービス等の福祉サービスの取組みがやや遅れている状況にあります。また、多様なニーズへの対応や専門性の確保等に向けた体制整備が求められる中、守口市での障害児に対する相談支援は「わかくさ・わかすぎ園」の 1 か所でのみの実施となっています。

→ 相談体制の充実とともに、子どもの障害に応じた適切な教育や支援が受けられる体制の整備に取り組む必要があります。

施策目標 2. 子どもが安全に育つための環境づくり

・推進項目 2 安全・安心まちづくりの推進

安全・安心まちづくりに向け、学校における安全対策とともに、安まちメールの活用や PTA や地域団体のボランティアによる防犯パトロールなど、地域ぐるみの取組みを進めてきましたが、新たなボランティアをどう確保していくかが課題となっています。

→ 地域ボランティアの人材確保とともに、多様化する犯罪に備え、緊急時の対応策の整備に対する取組みを強化していく必要があります。

施策目標 3. 子どもの人権尊重と権利擁護の推進

・推進項目 2 児童虐待防止策の充実

児童虐待の未然防止・早期発見に向け、訪問事業や電話相談、講習会・研修会の実施などの取組みを進めてきましたが、「子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター)※」の取組みが遅れており、メンバーと行政の連携体制が不十分であることが課題となっています。

- 児童虐待が増加傾向で、家庭児童相談室への相談件数も増加している中、守口市児童虐待防止地域協議会※を中心に、関係機関と密に連携し、虐待の未然防止・早期発見に努めていく必要があります。

・推進項目 3 子どもの立ち直り支援

不登校児童・生徒に対して、適応指導教室※、教育相談事業(学生フレンド※)などにより、学校復帰へのサポートを行ってきました。「学生フレンド」については進捗状況はおおむね順調であるものの、学校からの要望数に対して、人員が足りていない状況にあります。

- 学生フレンドの人員確保とともに、不登校児童・生徒の減少に向け、各校の課題に応じた教育相談業務を充実していく必要があります。

施策目標 4. 子育てにゆとりがもてる環境づくり

・推進項目 1 子育てにゆとりがもてる生活環境の整備

就学前児童保護者のニーズ調査の結果では、「自動車の通行が多いにもかかわらず歩道や信号がない道路が多いので心配」や「歩道の段差などがベビーカーや自転車での通行の妨げになっている」といった交通安全に関する意見のほか、「買い物や用事などの合間の気分転換に子どもを遊ばせる場所がない」や「緑や広い歩道が少ないなど街並みにゆとりとうるおいがない」といった環境整備への意見が多くなっています。

- 公共施設の子育てバリアフリーの推進とともに、ゆとりを感じることができるまちづくりという視点からも整備を進めていく必要があります。

・推進項目 2 すべての子育て家庭への支援

ファミリー・サポート・センター事業※について、進捗状況はおおむね順調であるものの、地域によって、協力会員・依頼会員の人数にばらつきがあることが課題となっています。また、地域子育て支援拠点事業※については、ニーズ調査の結果によると、就学前児童の保護者の9割以上が事業を利用していない状況で、利用意向も低くなっています。

- ファミリー・サポート・センター事業の協力会員の確保とともに、事業の周知に努める必要があります。地域子育て支援拠点事業についても、事業の周知に努めるとともに、保護者からのニーズを踏まえ検討していく必要があります。

【用語集】 ○子ども虐待防止アドバイザー(子ども家庭サポーター) ○守口市児童虐待防止地域協議会
○適応指導教室 ○学生フレンド ○ファミリー・サポート・センター事業
○地域子育て支援拠点事業

施策目標 5. 子育てと仕事の両立支援

・推進項目 1 親の就労と子どもの育成の両立を支える支援の推進

仕事と子育ての両立支援として、多様な保育サービスの充実に取組んできましたが、守口市の待機児童数は平成 23 年 4 月に 40 人を超え、平成 26 年 4 月 1 日現在では 45 名となっています。

- 仕事と子育ての両立の実現に向けて、待機児童の解消とともに、一時預かり事業など、多様な保育サービスについても拡充していく必要があります。

もりぐち児童クラブは「登録児童室」と「入会児童室」のそれぞれの独自性を生かしながら、取組みが順調に進められています。ニーズ調査の結果によると、「入会児童室」の利用時間の延長という要望が多く、小学校 4 年生以降の利用意向も高くなっています。

- もりぐち児童クラブ事業について、利用時間、対象年齢等の拡大等を検討していく必要があります。

・推進項目 2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

母子自立支援員^{*}による相談事業が遅れている状況です。守口市の母子自立支援員は社会福祉士等の有資格者ではなく、一般職員が母子自立支援員として対応しているのが現状で、支援員の知識不足、人材確保が課題となっています。

- ひとり親家庭は、子どもの養育、住居、収入等生活全般で様々な困難を抱えていることから、総合的な支援が求められるため、支援員の資質向上を考慮したうえで、人材確保に努める必要があります。一時的な生活援助、子育て支援については、大阪府の母子家庭等日常生活支援事業制度^{*}を活用をしているため、大阪府との連携体制を強化していく必要があります。

・推進項目 3 男女共同子育ての推進

平成 22 年度策定の「守口市男女共同参画推進計画」に基づき、男女共同参画の推進に向けた取組みを進めてきましたが、守口市の審議会委員等における女性の登用率については平成 25 年度では 20.1%にとどまっているのが現状です（目標比率は 30.0%以上）。

- 男女共同の子育てをより一層推進するために、市が率先して女性活用に取組み、地域のモデルとなることが求められます。

施策目標 6. 地域力の活用による子育て支援

・推進項目 1 子育て支援のネットワークづくり

子育て支援のネットワークづくりとして、子育て情報誌による情報提供をはじめ、さまざまな交流の場の提供とともにサークル活動等への支援などの取組みを進めてきましたが、ニーズ調査の結果によると、子育て情報誌「もりっこ」の認知度は低くなっています。

→ 情報誌の周知を図るとともに、あらゆる媒体を活用した情報提供を行っていく必要があります。

・推進項目 3 家庭教育への支援の充実

家庭教育への支援として、市民を対象とした家庭教育講座の開催、視聴覚ライブラリーの貸出等の取組みを進めてきましたが、視聴覚ライブラリー事業については取組みが遅れている状況です。また、ニーズ調査の結果をみると、家庭教育に関する学級・講座に対する認知度、利用の割合はともに低くなっています。

→ 家庭教育は子どもの健全な成長に重要な役割を担うという視点から、家庭の教育力を向上させる取組みが求められます。市が行なっている家庭教育への支援事業や家庭教育に関する学級・講座の認知度を上げるとともに、参加しやすい環境整備、ニーズに合わせた学級・講座を実施していくことが必要です。

・推進項目 4 子どもの多様な体験活動の機会の充実

青少年育成団体の活動支援について、事業の進捗状況はおおむね順調であるものの、活動場所の確保や団体の自主的な運営の確立などが課題となっています。また、ニーズ調査の結果によると、地域での自然体験、社会参加、文化活動に参加したことがない児童は2割以上となっており、参加していない理由としては、「活動に関する情報がなく参加しにくい」、「活動の内容に興味や関心がない」があげられています。

→ 指導員の確保等、団体の運営に対する支援を充実させるとともに、活動への参加を促進する取組みとして、活動内容の改善、体験しやすい環境の整備、活動に関する情報提供を行っていく必要があります。



2. 特定保育サービスの目標事業量の達成状況

(1) 定期的な保育等に関する事業

① 通常保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない（保育に欠ける）児童を保育所で預かる事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
通常保育事業	3歳未満児	949 人	913 人	864 人	105. 7%
	3歳以上児	1, 460 人	1, 514 人	1, 586 人	95. 5%

② 延長保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない（保育に欠ける）児童を通常の保育時間（11 時間）の前後に時間を延長して保育所で預かる事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
延長保育事業		1, 272 人	757 人	1, 175 人	64. 4%
		11 か所	11 か所	11 か所	100. 0%

③ 休日保育事業

保護者の就労や病気などの理由で、家庭で保育することができない（保育に欠ける）児童を休日に保育所で預かる事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
休日保育事業		2 人	2 人	4 人	50. 0%
		1 か所	1 か所	2 か所	50. 0%

④ 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期であるため通常保育ができない児童を保育所等において一時的に保育する事業及び、保育中に体調不良となった児童の保育を継続し緊急的に対応する事業です。

病児対応型、病後児対応型及び体調不良児対応型の3つの事業類型があります。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
病児・ 病後児 保育事業	病後児対応型	300 日	600 日	300 日	200. 0%
		1 か所	2 か所	1 か所	200. 0%
	体調不良児 対応型	－	－	300 日	－
		－	－	1 か所	－

(注) 守口市次世代育成支援後期行動計画で、病児対応型の目標事業量は未設定です。

- ・病児対応型 : 保育所等において病気のため安静が必要な児童を一時的に保育する事業
- ・病後児対応型 : 保育所等において病気の回復期のため安静が必要な児童を一時的に保育する事業
- ・体調不良児対応型 : 保育中に体調不良となった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、保育所において保育を継続し、緊急的に対応する事業

⑤ 一時預かり事業

保護者の急用や病気、心身のリフレッシュ等を目的に、保育所等で児童を保育する事業です。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
一時預かり事業		6,600 日	6,600 日	6,600 日	100. 0%
		3,463 人	998 人	－	－
		11 か所	11 か所	11 か所	100. 0%

⑥ 放課後児童健全育成事業（もりぐち児童クラブ入会児童室）事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない3年生までの小学生に対し、授業の終了後に小学校等を利用してその健全な育成を図る事業です。1年生から6年生までを対象とした放課後の安全な遊び場所を提供する登録児童室とともに全小学校で実施しています。

事業名		実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
もりぐち児童クラブ入会児童室		697 人	704 人	585 人	120. 3%
		18 か所	18 か所	18 か所	100. 0%

(2) 地域における子育て支援事業

① 地域子育て支援拠点事業

子育て家庭の保護者の子育ての不安等を軽減することを目的に、子育てに関する情報提供、相談・指導の実施や、親子の交流等を促進する子育て支援拠点を設置する事業です。

事業名	実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
地域子育て支援拠点事業	5 か所	5 か所	6 か所	83. 3%

② ファミリー・サポート・センター事業

子育ての支援を受けたい人と協力をしたい人が会員登録し、保育所の送迎や保育所等帰宅後の預かり、保護者の用事の際の一時預かり等、地域住民が子育てを支援する事業です。

事業名	実績		目標事業量	平成 25 年度 達成率
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
ファミリー・サポート・センター事業	1 か所	1 か所	1 か所	100. 0%



